

計画開始年度	令和2年度
計画終了年度	令和6年度

雫石町教育委員会 特定事業主行動計画

令和2年4月

第1章 総論

1. 目的

雫石町教育委員会特定事業主行動計画は、雫石町特定事業主行動計画の策定と合わせ、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条に基づく特定事業主行動計画を策定するものです。

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

3. 計画の対象者

本計画は、教育委員会事務局職員及び町立学校に勤務する県費負担教職員を対象としています。

ただし、教育委員会事務局職員については、雫石町特定事業主行動計画における雫石町人事運営基本計画の各取組み指針についても踏まえるものとします。

なお、教育委員会事務局職員に係る女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 19 条に基づく特定事業主行動計画における目標値は、雫石町特定事業主行動計画に準じるものとします。

4. 計画の推進体制

特定事業主行動計画に基づく措置を効果的に推進するため、対象職員に対する本計画の内容を周知するとともに、雫石町教育委員会事務局において、計画の実施状況の把握と結果の分析、必要に応じて実施計画の見直し等を図るものとします。

また、実施状況は、年度ごとにその結果を公表します。

第2章 具体的な取組み

1. 仕事と生活の調和

(1) 年次休暇の取得促進

週休日やゴールデンウィーク、学校の長期休業期間などと合わせて連続した休暇取得を推奨するとともに、子どもの出生や学校行事、家族の記念日など休暇計画表を活用し、取得しやすい雰囲気づくりを心掛け年次休暇取得促進を図ります。

また、所属長（各課等の長及び学校長）は、職員の休暇の取得状況を把握し、必要に応じて面談等を実施するなど、休暇取得を促す声かけを行い職員が休暇を取りやすい雰囲気づくりに努めます。

(2) 時間外勤務の縮減

定時での退庁及び退校を意識づけるために、ノー残業デー、定時退校日、部活動休養日等を設定し、所属長（各課等の長及び学校長）が率先して実行に努めるとともに、意識啓発及び周知徹底を図ります。

また、タイムカード等による勤務時間の把握に努め、長時間労働による健康障害防止を図ります。

2. 仕事と子育ての両立

(1) 各種制度の周知の実施

出産及び子育てを支援するために、育児休業や部分休業、育児参加のための特別休暇等、諸制度の内容や手続きの説明などの周知を図ります。

(2) 育児休業等を取得しやすい職場環境の構築

子どもを持つこととなった職員から出産予定日の申し出があった場合には、個別に育児休業制度の内容や育児休業の取得パターンなどを当該職員に対して説明し、当該職員が無理なく安心して育児ができるよう働きかけを行います。

(3) 男性の子育て目的の休暇等の取得の促進

父親となる職員に対し、子どもの出生という家庭生活における大事な時期に、親子の時間の確保と妻のサポートのために設けられている特別

休暇の制度を周知するとともに、当該特別休暇を活用して連続休暇を取得するよう働きかけ、支えあう育児による子育て環境の確立を支援します。

(4) 子の看護休暇の活用の促進

子どもの看護の際には、年次休暇によることなく子の看護休暇を積極的に活用するよう周知徹底を図ります。

また、所属長（各課等の長及び学校長）及び子育て中の職員の周囲の職員は、子育て中の職員が急な子の看護による休暇を安心して取得できるようコミュニケーションを図り、職場全体で子育てを支援します。

3. その他の取組み

(1) 地域貢献活動への参加

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、子ども・子育てに関する地域貢献活動に積極的に参加できるように、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。

(2) 子どもの学校行事等への参加の促進

子どもの運動会や文化祭、保護者会等の学校行事や地域の行事が開催される際には、男女問わず、年次休暇等を取得して、積極的に参加するよう、常日頃から職員への働きかけを行います。

第3章 目標及び数値目標

目 標

仕事と子育ての両立を図りワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境を推進する

《 数値目標 （教育委員会事務局職員） 》

項目内容	現 状 (H31)	数値目標 (各年)
時間外勤務時間数が月 4 5 時間以上の該当職員 の割合 (%)	3.0%	2%
定時退庁日の完全実施率 (%)	82.8%	90%
年次休暇 5 日以上の取得率 (%)	82.3%	100%
育児休業の取得希望者に対する取得率 (%)	男性 —	100%
	女性 100.0%	100%
男性職員の配偶者の出産休暇の取得率 (%)	50.0%	100%
男性職員の子の養育休暇の取得率 (%)	0.0%	100%

※ 雫石町特定事業主行動計画の数値目標を記載

《 数値目標 （県費負担教職員） 》

項目内容	現 状 (H30)	数値目標 (各年)
妻の出産時の男性の特別休暇取得率 (%)	67.9%	100%
男性職員の子の看護休暇の取得率 (%)	58.4%	同時期の女性 の取得率と 同率
男性の育児休業の取得率 (%)	0%	10%
女性の育児休業取得率 (%)	100.0%	100%
職員一人あたりの超過勤務時間 (時間)	33.9 時間/月	20.0 時間/月

※ 岩手県教育委員会第 2 期特定事業主行動計画（後期計画）「子育て応援
プラン」を参照し数値目標を設定